

健康づくり審議会規則

平成 23 年 3 月 31 日

兵庫県規則第 7 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、健康づくり推進条例（平成 23 年兵庫県条例第 14 号）第 23 条第 5 項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市町の長を代表する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、その任を解くものとする。

(部会)

第8条 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 2 部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。
- 5 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(小委員会)

第9条 審議会及び部会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長（部会に置かれる小委員会にあつては、部会長。第4項において同じ。）が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。
- 5 委員長の職務及び小委員会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
附則（昭和58年12月9日規則第75号）
この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県健康対策協議会規則（以下「改正前の規則」という。）第4条の規定により兵庫県健康対策協議会の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の健康づくり審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定により健康づくり審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に健康づくり審議会の委員が委

嘱されるまでの間とする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第6条第2項の規定により兵庫県健康対策協議会の会長として互選によって定められた者は、施行日に改正後の規則第5条第2項の規定により健康づくり審議会の会長として互選によって定められた者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第8条第2項の規定により兵庫県健康対策協議会の専門委員に委嘱されている者は、施行日に改正後の規則第7条第2項の規定により健康づくり審議会の専門委員に委嘱された者とみなす。

健康づくり審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、健康づくり審議会規則（平成23年兵庫県規則第7号）（以下「規則」という。）第10条の規定により、健康づくり審議会及び部会並びに小委員会（以下「審議会等」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長及び部会長並びに委員長（以下「会長等」という。）は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(代理出席)

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を会長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(委員以外の出席)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(その他)

第7条 その他、部会及び小委員会の運営に関することは、部会及び小委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年7月22日から施行する。

健康づくり審議会対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会運営規程

(目的)

第1条 本県のがん医療の均てん化及び地域連携を促進し、がん診療連携を推進する兵庫県指定がん診療連携拠点病院（以下「県指定病院」という。）にかかる指定要件、推進方策等についての助言及び提言を得るため「がん診療連携推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を健康づくり審議会対がん戦略部会に設置し、健康づくり審議会運営規程第7条に基づく運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県指定病院の指定要件に関する助言・提言
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員10名以内で組織する。

(委員以外の出席者への謝金)

第4条 健康づくり審議会運営規程第6条に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、委員と同額の謝金を支給する。

(委員以外の出席者への費用弁償)

第5条 前条の規程に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、旅費を支給する。

- 2 前項により支給する旅費の額は、「職員の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づく額とする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、健康福祉部健康局疾病対策課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年6月9日から施行する。

健康づくり審議会対がん戦略部会がん登録推進専門委員会運営規程

(目的)

第1条 がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、全国がん登録にかかるデータの利用若しくは提供等に関する審議を行うため、「がん登録推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を健康づくり審議会対がん戦略部会に設置し、健康づくり審議会運営規程第7条に基づく運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) がん登録推進法第18条第2項に規定する都道府県知事による利用等に関すること
- (2) がん登録推進法第19条第2項に規定する市町村等への提供に関すること
- (3) がん登録推進法第21条第10項に規定するその他の提供に関すること
- (4) がん登録推進法第22条第2項及び第4項に規定する都道府県がんデータベースの整備等に関すること
- (5) がん登録等の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第3項に規定するがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の審議に関すること
- (6) 施行令第8条第2項に規定するがん登録推進法第24条第1項の政令で定める者（都道府県知事の権限及び事務の委任）の審議に関すること
- (7) その他必要と認める事項に関すること

※（5）及び（6）については、施行令附則第3条の規定に基づき、法施行日前においても意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員10名以内で組織する。

(委員以外の出席者への謝金)

第4条 健康づくり審議会運営規程第6条に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、委員と同額の謝金を支給する。

(委員以外の出席者への費用弁償)

第5条 前条の規程に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、旅費を支給する。

- 2 前項により支給する旅費の額は、「職員の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づく額とする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、健康福祉部健康局疾病対策課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年11月27日から施行する。